

定期監査結果報告書

- 1 監査実施期間 令和5年1月6日から令和5年2月17日まで
- 2 監査対象年度 令和4年度
- 3 監査の実施日及び対象課名等

実施日	対象課名等
1月6日(金)	財政課、広報情報システム課
1月10日(火)	税務課、収納課
1月11日(水)	選挙管理委員会事務局、総務課防災管理室
1月12日(木)	総務課財産管理室
1月16日(月)	市民環境課
1月17日(火)	総務課(職員係を除く)、生活福祉課
1月18日(水)	健康推進課、子育て世代包括支援センター、新型コロナウイルス感染症対策室
1月19日(木)	福祉総務課
1月24日(火)	上下水道課
1月26日(木)	介護保険課、地域包括支援センター
1月27日(金)	国保年金課
1月30日(月)	学校教育課
1月31日(火)	文化スポーツ課
2月1日(水)	指導課、教育研究所
2月3日(金)	社会教育課・追子野木公民館
2月6日(月)	都市建築課
2月7日(火)	土木課
2月9日(木)	農林課
2月10日(金)	企画課(秘書係を除く)
2月13日(月)	議会事務局、農業委員会事務局
2月14日(火)	会計課、企画課秘書係、総務課職員係
2月16日(木)	商工課
2月17日(金)	観光課

4 監査の着眼点及び実施内容

本監査は、令和4年度の財務に関する事務の執行について、黒石市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づいて実施したものである。

監査にあたっては、調定決議書等、支出負担行為決議書及び支出命令書等、旅行命令簿、時間外（休日）勤務等命令簿、備品保管簿などの関係諸帳簿及び証拠書類の提出を求め、契約事務、補助金交付事務及び各種団体事務については抽出により行った。

また、例月出納検査及び前年度の監査結果も参考とし、担当職員に説明を求めるなど、主に法令等に適合し、正確で、経済性、効率性及び有効性が確保され、適正に執行されているかを重点として実施した。

主な着眼点は次のとおりである。

- (1) 予算及び収入・支出事務は、適正に執行されているか。
- (2) 旅行命令は、合理的に行われ、適正に執行されているか。
- (3) 時間外（休日）勤務等命令は、合理的に行われ、適正に執行されているか。
- (4) 郵便切手等は、適正に管理されているか。
- (5) 公有財産及び備品は、適正に管理されているか。
- (6) 契約事務は、適正に執行されているか。
- (7) 補助金交付事務は、適正に執行されているか。また、補助金は交付目的達成のために合理的かつ効果的に運用されているか。
- (8) 各種団体事務は、通帳及び印鑑が適正に管理され、経理事務が適正に執行されているか。

5 監査の結果

令和4年度の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

監査結果の詳細は次のとおりである。なお、各事務処理に関して口頭により注意を促した軽微な事項については省略する。

(1) 予算等の執行について

ア 予算については、予算流用等の濫用は認められず、適正に執行されていると認めた。

イ 収入事務については、国及び県の支出金の調定において、交付決定時に調定を行うところを収入時に行っていたものが一部で見られたものの、その他については適正に執行されていると認めた。

ウ 支出事務については、適正に執行されていると認めた。

(2) 旅行命令について

旅行命令は合理的に行われ、黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、黒石市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等に基づき適正に執行されていると認めた。

(3) 時間外（休日）勤務等命令について

時間外（休日）勤務等命令は必要に応じて合理的に行われており、支給割合の算定及び端数処理の誤りが一部で見られたものの、黒石市職員の勤務時間、休暇等に

関する条例等に基づきおおむね適正に執行されていると認めた。

(4) 郵便切手等について

郵便切手等の不正使用はなく、黒石市会計規則に基づき郵便切手受払簿によりおおむね適正に記帳、管理されていると認めた。

(5) 公有財産及び備品について

公有財産（行政財産及び普通財産）は良好な状態で維持管理され、建物の維持及び補修等についても全般的に配慮されていると認めた。

備品は、当年度購入分の備品保管簿への登録漏れが一部で見られたものの、その他の事務処理及び管理状況については黒石市会計規則に基づき適正であると認めた。

(6) 契約事務について

契約事務は、契約約款で規定する通知の遺漏等が一部で見られたものの、一連の事務処理は黒石市契約規則等に基づきおおむね適正に執行されていると認めた。

(7) 補助金交付事務について

補助金は交付目的達成のために合理的かつ効果的に運用されており、黒石市補助金等の交付に関する規則及び個別の補助金交付要綱等に基づきおおむね適正に執行されていると認めた。

(8) 各種団体事務について

団体の通帳及び印鑑は適正に管理され、経理事務は黒石市の課室等に事務局を設置する各種団体の事務に関する取扱要綱に基づき適正に執行されていると認めた。